

重度障害者医療費支給事業費県費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、重度障害者の保健の向上と福祉の増進を図るため市町村が条例等の規定により行う重度障害者医療費支給事業に対する県費補助金の交付に関し、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 重度障害者 県内の市町村の区域内に住所を有する者で、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第11条第1項第2号及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第11条第1項第2号の規定により重度の知的障害者と判定された者、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者、児童福祉法第11条第1項第2号及び知的障害者福祉法第11条第1項第2号の規定により中程度の知的障害者と判定され、かつ、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者福祉法施行規則別表第5に定める身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準(平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知別紙)の1級に該当する者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)により医療支援給付を受けている者

(3) ○○市(町村)子ども医療費の支給に関する条例に規定する子ども医療の適用を受ける子ども

(4) 重度障害者の前年の所得(1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に規定する額を超えるときの当該重度障害者

(5) 重度障害者の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者(以下「扶養義務者」という。)の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に規定する額以上(当該重度障害者が3歳に達する日の属する月の翌月初日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある場合にあつては、当該重度障害者の扶養義務者のうち、当該重度障害者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障害者を現に監護する者は児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に規定する額以上)であるときの当

該重度障害者

(6) (4)に規定する所得は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条及び第12条第4項において読み替えて準用する第5条の規定により算出した額とする。ただし、第12条第4項において読み替えて準用する第5条第1項中「総所得金額」の読み替えは行わないものとする。

(7) (5)に規定する所得は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条及び第5条（当該重度障害者が特定期間にある場合にあっては、児童手当法施行令第2条及び第3条）の規定により算出した額とする。

2 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。

3 65歳未満の者 65歳に達する日の属する月の末日までの者（子ども医療の適用を受ける子どもを除く。）をいう。

4 65歳以上の者 65歳に達する日の属する月の末日を経過した者であって高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第1項各号に該当している者をいう。

5 低所得者 医療保険各法の規定により、医療保険各法の保険者が現に低所得者と認定した者をいう。

6 重度障害者医療費 重度障害者（第2の3及び4に規定する者に限る。）の疾病又は負傷についての医療保険各法の規定による医療に要する費用（第2の1に規定する精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の1級に該当する者（特定期間にある者を除く。）の医療に要する費用のうち、精神病床への入院医療に要する費用を除く。以下「医療費」という。）から次に掲げる額を控除した額をいう。この場合において、医療費の額の算定は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法及び後期高齢者医療制度の療養に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定するものとし、現に要した費用の額を超えないものとする。

(1) 医療保険各法の規定により医療に要する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合には、これを加えて得た額。）に次に掲げるものを加えた額

ア 入院の場合

(ア) (イ)以外の者 1日につき500円とし、1月につき10,000円を限度とする。ただし、特定期間にある者は、1月につき3,500円を限度とする。

(イ) 低所得者 1日につき300円とし、1月につき6,000円を限度とする。

ただし、特定期間にある者は、1月につき2,100円を限度とする。

イ アに規定するもの以外の場合 1月につき500円（ただし、自己負担相当額が500円に満たない額ときは、当該額。）

ウ 食事療養標準負担額

エ 生活療養標準負担額

(2) 前号の規定は、医療機関（歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。）ごとに控除するものとする。

(3) 第1号ア、イ、ウ、エの規定は、薬局については適用しないものとする。

7 審査支払機関 国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）及び社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）をいう。

（補助対象事業）

第3 この県費補助金の交付の対象となる事業は、条例等の規定により市町村が行う重度障害者医療費支給事業とする。

（補助対象経費、補助率及び対象期間）

第4 この県費補助金の交付の対象となる経費及びその補助率は、次の表のとおりとする。

市町村	補助対象経費		補助率
地方自治法 (昭和22年 法律67号)	医療費	市町村が条例等の規定により支給した重度障害者医療費に要する経費	1/2
第252条の19 条第1項の指 定都市を除く 市町村	事務費	重度障害者医療費（高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者に係るものを除く。）の審査支払事務を審査支払機関に委託した場合の審査支払手数料として要した経費	1/2
地方自治法 (昭和22年 法律67号)	医療費	指定都市が条例等の規定により支給した重度障害者医療費のうち、第2の1に規定する精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の1級に該当する者に係る重度障害者医療費に要する経費（精神病床への入院医療に係る費用については、当該重度障害者が特定期間にある場合に限る。）	1/2
第252条の19 条第1項の指 定都市			

2 医療費に係る補助金の交付は、前項に掲げる表の医療費の補助対象経費（寄付金その他の収入がある場合にはこれを控除した額とする。）に補助率欄に規定する補助率を乗じて得た額とする。また、事務費の補助基準単価については、知事が別に定めた額とし、事務費の補助金の交付額は、補助基準額（補助基準単価に審査支払件数を乗じて得た額）と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定し、補助率欄に規定する補助率を乗じて得た額とする。なお、事務費の補助基準単価のうち審査支払手数料に係る知事が定めた額は、次に掲げる額を比較していずれか少ない方の額とする。

(1) 市町村が支払基金に委託した場合の審査支払手数料の平均手数料

(2) 市町村が国保連に委託した場合の審査支払手数料の単価

3 市町村が次に掲げる返還金等を受けた場合は、補助対象経費から控除するものとする。

(1) 重度障害者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたことに伴い返還された額

(2) 偽りその他不正の手段により重度障害者医療費の支給を受けた者から返還された額

(3) 重度障害者医療費支給事業に係るその他の収入の額

4 補助金の対象となる期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の交付の条件)

第5 この県費補助金の交付には、規則によるもののほか、次の条件が付されるものとする。

(1) 市町村長は、補助金対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金等調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておくこと。

(補助金の交付申請)

第6 市町村長は、規則第3条の規定により、次に掲げる書類を添え、重度障害者医療費県費補助金交付申請書を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る市町村の歳入歳出予算書抄本

(2) 補助対象事業に係る市町村の条例等の写

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の変更交付の申請)

第7 市町村長は、県費補助金の交付決定後の事情の変更により、変更交付の申請を行う場合は、次に掲げる書類を添え、重度障害者医療費県費補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る市町村の歳入歳出予算書抄本

(2) 補助対象事業に係る市町村の条例等の写（第6による申請をした後において、条例等が改正された場合に限る。）

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8 知事は、規則第4条の規定により、予算の範囲内で県費補助金の交付額を決定し、規則第6条の規定により、重度障害者医療費県費補助金（変更）交付決定通知書をもって、市町村に通知する。

(補助金の交付)

第9 知事は、事業の運営上必要があると認めるときは、当該事業の実施状況を勘案して第8による県費補助金の交付決定額の全部又は一部を概算交付するものとする。

2 市町村長は、前項の県費補助金の交付を受けようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10 市町村長は、規則第13条の規定により、次に掲げる書類を添え、重度障害者医療費県費補助金実績報告書を翌年度の5月末日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金対象事業に係る市町村の歳入歳出決算見込書抄本
- (2) 重度障害者医療費県費補助金精算書
- (3) その他知事が必要と認める書類
(補助金の額の確定等)

第11 知事は、規則第14条の規定により、県費補助金の額を確定し、重度障害者医療費県費補助金交付額確定通知書をもって、市町村に通知する。

(状況報告)

第12 市町村長は、規則第11条の規定により、毎月の事業状況を翌月20日までに知事に報告しなければならない。

(書類の様式)

第13 この要綱の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 補助金等調書 | 様式第1号 |
| (2) 重度障害者医療費県費補助金交付申請書 | 様式第2号 |
| (3) 重度障害者医療費県費補助金変更交付申請書 | 様式第3号 |
| (4) 重度障害者医療費県費補助金交付決定通知書 | 様式第4号 |
| (5) 重度障害者医療費県費補助金変更交付決定通知書 | 様式第5号 |
| (6) 請求書 | 様式第6号 |
| (7) 重度障害者医療費県費補助金実績報告書 | 様式第7号 |
| (8) 重度障害者医療費県費補助金交付額確定通知書 | 様式第8号 |
| (9) 重度障害者医療費支給事業状況報告書 | 様式第9号 |

(補 則)

第14 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和49年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年2月1日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の重度心身障害者医療費支給事業費県費補助金交付要綱第2の3の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる療養に関する給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた療養に関する給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成4年3月27日から施行し、改正後の重度心身障害者医療費支給事業費県費補助金交付要綱の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成5年2月1日から施行し、改正後の重度心身障害者医療費支給事業費県費補助金交付要綱の規定は、平成4年4月1日から適用する。ただし、改正規定中様式9号に係る部分は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年6月20日から施行し、改正後の重度心身障害者医療費支給事業費県費補助金交付要綱の規定は平成6年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月19日から施行し、改正後の重度心身障害者医療費支給事業費県費補助金交付要綱の規定は平成11年4月1日から適用する。ただし、改正規定中様式第9号に係る部分は、平成9年9月1日から、私立学校教職員共済法に係る部分は、平成10年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成13年3月29日から施行する。ただし、第4の1の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

2 この要綱（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の重度心身障害者医療費支給事業費県費補助金交付要綱は、平成13年1月1日から適用する。ただし、第2の3及び第4の2中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改正する規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年11月20日から施行し、改正後の重度心身障害者医療費支給事業費県費補助金交付要綱の規定は平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。ただし、改正後の様式第9号については、平成18年12月事業分から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた療養に関する給付に係る医療費の支給に適用し、同日前行われた療養の給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

3 平成20年4月及び5月事業分に係る事業状況報告については、様式第9号中「後期高齢者とあるのは、「老人保健法」とする。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、改正後の重度障害者医療費支給事業費県費補助金交付要綱第2の1(2)の規定は、平成20年4月1日から適用する。ただし、改正後の様式第9号については、平成20年10月事業分から適用し、改正後の様式第6号については、当分の間、改正前の様式を使用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正後の様式7号については、平成23年2月事業分から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2の1(2)の改正規定は平成26年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第4の2中事務費に係る改正規定については、平成28年度分の補助金から適用する。